められた防災都市施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十条に規定する防災都市施設をいう。以下同じ。）の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関する事務並びに第七条第十九号、第二十号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十七号に掲げる事務で重要事項に関するものを整理する。

（削る）

（上下水道調整官）

第四十八条の四　河川部に、上下水道調整官一人を置く。

２　上下水道調整官は、命を受けて、水道及び下水道に関する事務で重要事項に関するものを整理する。

（港湾危機管理官）

第五十五条の五　（略）

２　港湾危機管理官は、命を受けて、港湾空港部の所掌に係る危機管理に関する事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するもの（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては、事業継続計画官の所掌に属するものを除く。）を整理する。

３　東北地方整備局、中部地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局の港湾危機管理官は、前項に規定する事務のほか、港湾保安管理官の所掌に属するものを整理する。

（統括港湾保安管理官）

第五十五条の六　関東地方整備局、北陸地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局の港湾空港部に、統括港湾保安管理官一人を置く。

２　統括港湾管理官は、港湾保安管理官の所掌に属する事務を統括する。

（港湾保安管理官）

第五十五条の七　港湾空港部に、各地方整備局を通じて港湾保安管理官十六人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

２　（略）

第五十五条の八～第五十五条の十一　（略）

（品質検査官）

第五十五条の十二　港湾空港部に、品質検査官一人を置く。

２　（略）

第五十五条の十三～第五十五条の十五　（略）

（総務課の所掌事務）

第六十九条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　地方整備局の事務所のうち河川国道事務所、砂防国道事務所、復興事務所、河川事務所、砂防事務所、ダム砂防事務所、ダム工事事務所、総合開発工事事務所、導水工事事務所、調節池工事事務所、ダム再編工事事務所、国道事務所、公園事務所、営繕事務所、技術事務所、ダム統合管理事務所、広域ダム管理事務所、管理所及び道路メンテナンスセンター（以下「河川国道事務所等」という。）の事務に係る法令等の遵守に関する事務その他の河川国道事務所等の事務の運営の指導及び改善に関すること。

九　（略）

が整理するものを除く。）、防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十条に規定する防災都市施設をいう。以下同じ。）の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関する事務並びに第七条第十九号、第二十号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十七号に掲げる事務で重要事項に関するものを整理する。

（下水道調整官）

第四十条の二　関東地方整備局の建政部に、下水道調整官一人を置く。

２　下水道調整官は、命を受けて、下水道に関する事務で重要事項に関するものを整理する。

（新設）

（港湾危機管理官）

第五十五条の五　（略）

２　港湾危機管理官は、命を受けて、港湾空港部の所掌に係る危機管理に関する事務のうち港湾保安管理官の所掌に属するもの又は重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するもの（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては、事業継続計画官の所掌に属するものを除く。）を整理する。

（新設）

（港湾保安管理官）

第五十五条の六　港湾空港部に、各地方整備局を通じて港湾保安管理官二十人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

２　（略）

第五十五条の七～第五十五条の十　（略）

（品質検査官）

第五十五条の十一　港湾空港部に、各地方整備局を通じて品質検査官八人以内を置く。

２　（略）

第五十五条の十二～第五十五条の十四　（略）

（総務課の所掌事務）

第六十九条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　地方整備局の事務所のうち河川国道事務所、砂防国道事務所、復興事務所、河川事務所、砂防事務所、ダム砂防事務所、ダム工事事務所、総合開発工事事務所、導水工事事務所、調節池工事事務所、国道事務所、公園事務所、営繕事務所、技術事務所、ダム統合管理事務所、広域ダム管理事務所、管理所及び道路メンテナンスセンター（以下「河川国道事務所等」という。）の事務に係る法令等の遵守に関する事務その他の河川国道事務所等の事務の運営の指導及び改善に関すること。

九　（略）